

令和6年度版

妙高市地域づくり SDGs交付金要項



すべてはその手から

SDGs 未来都市 **妙高**

《申請書提出期間》

- 基礎交付金 : 令和6年5月31日(金)まで
- 上乗せ交付金 : 随時(～令和7年3月31日(月)まで)

<申請・報告・問い合わせ先>

◎妙高市 地域共生課 地域協働推進係

〒944-8686 妙高市栄町5-1 (妙高市役所3階)

電話 : 74-0063 FAX : 72-9841

メール : chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp

1 制度の目的

妙高市地域づくりSDGs交付金とは、持続可能なまちづくりを推進していくために、地域づくり活動団体が自主的・主体的に行うコミュニティ活動を支援することを目的とした交付金制度です。



2 対象団体

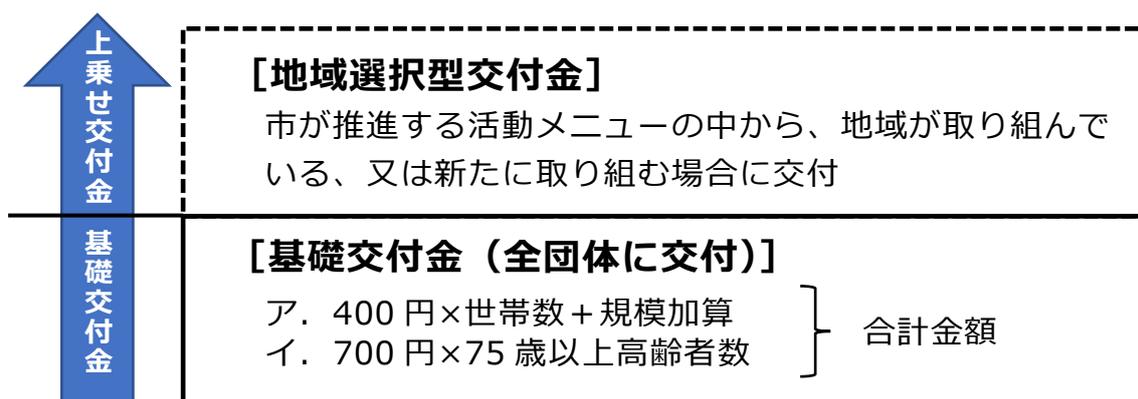
妙高市地域づくり協議会に加入する地域づくり活動団体（市内53団体）

3 対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に実施する事業

4 交付金のメニュー

SDGs交付金は、基礎交付金と上乗せ交付金で構成されています。



<基礎交付金> ※アとイの合算額を全団体に交付

※交付金の使途や事業等は限定なし

ただし、特定の政治活動や宗教活動を目的とした事業は対象外

※世帯数は当年度4月1日現在の住民基本台帳に記録されている数

※高齢者数は当年度4月1日現在の住民基本台帳に記録されている数

（当年度内に75歳になるかたを含む）

※規模加算は次のとおり。

世帯区分	単価	世帯区分	単価
250世帯以下	50,000円	750世帯以下	150,000円
500世帯以下	100,000円	751世帯超え	200,000円

5 令和6年度の制度の見直し内容

- 上乗せ交付金の「エ. 子ども育成活動」、「子ども会等が主催のレク活動（歓送迎会、キャンプ、クリスマス会など）は対象外」としていましたが、この条件を撤廃し、地域での子ども会育成活動を推進します。
- 上乗せ交付金の「カ. 地域デジタル化推進活動」メニューを追加し、「地域の回覧板」を電子化（公式LINEを活用）するための活動を支援します。
- 「まなびの提供」を「ク. 地域で取り組むSDGs」メニューに統合します。
- 上乗せ交付金メニューは、地域を越えた参加者も対象人数とします。

※SDGs…誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の17の目標。

2030年の達成を目指して、国や企業などがさまざまな取り組みを進めています
が、地域や個人でもできることから積極的に行うことがとても重要です。

6 令和6年度の上乗せ交付金のメニュー

※各メニューを実施することで達成につながっていくSDGs 17の目標を掲載しています。

【ア. 地域の助け合い推進活動（支え合い、助け合い活動）】

交付対象事業		交付条件	交付金額
地域における高齢者や障がい者等の暮らしを支える住民主体型の共助活動（生活支援活動）を支援します。 	(1) ごみ出し支援、見守り巡回、除雪支援等	・5人以上で構成されている実施組織が設置されていること	1組織につき 30,000円
	(2) 買い物、通院支援	・5人以上で構成されている実施組織が設置されていること ・1組織につき月2回以上実施すること	1組織につき 40,000円

【イ. つながる場づくり推進活動】

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金額
地域における高齢者等の生きがいづくりや、多世代のつながりづくりとなる「いこいの場」づくりを支援します。 	地域の茶の間の開催など	・地域の茶の間等の取組みを1会場につき年24回、1回あたり2時間以上実施していること	1会場につき 20,000円
			子どもから高齢者まで多世代が交流できる取組みの場合は、1会場につき20,000円を加算

【ウ. 楽しく運動・健康づくり活動】

交付対象事業	交付条件	交付金額
<p>地域住民に運動習慣の定着を促し、健康増進を図る活動を支援します。</p> 	<p>(1) ラジオ体操</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年を通じて、ラジオ体操を年20回以上実施していること ・1回あたり5人以上参加していること <p>※夏休み期間だけの活動は申請不可</p>	<p>1会場につき 20回以上29回まで 10,000円 30回以上39回まで 15,000円 40回以上 20,000円</p> <p>町内会・自治会全体で、子どもから高齢者まで多世代が参加している場合は、1会場につき10,000円を加算</p>
	<p>(2) ウォーキング活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会又は町内会・自治会が認めた組織で、1回あたり5人以上参加していること <p>※雨天中止の場合は、<u>活動実施日としな</u> <u>い</u></p>	<p>町内会・自治会につき 年12回以上 10,000円 年24回以上 20,000円</p> <p>町内会・自治会全体で子どもから高齢者まで多世代が参加している場合は10,000円を加算</p>
	<p>(3) スポーツ・レクリエーション活動等</p> <p>上記(1)及び(2)以外のスポーツ・レクリエーション活動を年12回、1回あたり2時間以上実施していること (ナイター大会に向けた練習は除く)</p>	<p>1会場につき 20,000円</p> <p>子どもから高齢者まで多世代が参加している場合は、1会場につき20,000円を加算</p>

【エ. 子ども育成活動】

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金額
地域活動や体験活動を通じ、地域の子どもの主体性を育み、ふるさとへの愛着心の醸成や社会参加を促すための取り組みを支援します。	子どもを中心とした地域活動、自然体験活動、生活体験活動、郷土料理教室など	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが参加する活動等を年4回以上実施していること 参加する人数が5人以上いること <p>【拡充】 ※子ども会活動可 ※他地域の子どもを人数に含むことも可</p>	1組織につき 50,000円
 	伝統文化継承活動	<ul style="list-style-type: none"> 伝統文化の継承活動を年12回以上実施していること 参加する人数が5人以上いること <p>※他地域の子どもを人数に含むことも可</p>	1組織につき 30,000円

【オ. 花いっぱいのもちづくり活動】

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金額
地域の環境美化活動の促進と地域への愛着心の向上を図ることを目的として実施する植栽等の活動を支援します。	対象資材等 草花の苗・種子及び球根等、培養土・肥料等	概ね20㎡以上の面積で、次のいずれかに該当する場所 ①多数の人が観賞できる市内の公共道路に接する場所（原則、公有地） ②町内、大字の入り口や中心部等、活動状況が認知される場所 ③観光地、商店街等、来訪者の人目に資する場所 ④遊休農地等の利用は、道路沿い、または沿道から眺望できる場所	1組織につき 30,000円
  			

**【カ. 地域デジタル化推進活動】**

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金額
地域のデジタル化を支援し、利便性の向上や若者が参加しやすい地域づくりを支援します。  	回LINE板	地域の回覧板を電子化するための活動 ・申請地域は、モデル地区として運用状況の把握や取組みの検証に協力すること ・人口の10%以上（地域人口が500人以内の場合）又は50人以上（地域人口が500人を超える場合）が登録すること ・地域の登録者は、市の公式LINEも登録をすること	1 組織につき 40,000円

【キ. 空き家の管理保全活動】

交付対象事業	交付条件	交付金額
地域における空き家の適正管理に係る活動を支援します。  	除雪や雪庇処理、敷地内の草木の除去、建築資材の飛散防止等に係る活動を行うこと ※原則、所有者が不明の空き家が対象	1 組織につき 30,000円

【ク. 地域で取り組むSDGs】

交付対象事業	交付条件	交付金額
地域でSDGsに対する意識の向上とSDGsを推進する活動を支援します。        	(1) SDGsに対する市民意識を高めるための研修会や講座の開催 （SDGs出前講座、子育て、防災、健康づくり、地域の歴史文化、伝統、自然に関する講座・講演会・散策会、スマホ講座など） ・1回当たり5人以上参加していること	1 回につき 2,000円
	(2) 不用品の再利用 （集会所等での一品寄付バザー、青空市、フリーマーケット、フードドライブ、ワールドギフト等を地域で開催など）	1 回につき 20,000円

【ケ. 地域パートナーシップ活動】

交付対象事業	交付条件	交付金額
地域と各種団体が連携して行う活動を支援します。 	地域課題に対し柔軟に対応できる組織づくりを進めるために、地域と各種団体や企業等と一緒に実施する活動	1活動につき 30,000円

【コ. 活動保険の加入】

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金額														
公民館総合補償制度等への加入	上記ア～ケのメニューを1つ以上実施していること	保険加入 ア～ケの活動に必要な傷害保険加入料の助成	組織の世帯規模に応じた額を交付 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>世帯規模</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100以下</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>101～200</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>201～300</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>301～500</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>501～1,000</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>1,001以上</td> <td>41,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯規模	金額	100以下	11,000円	101～200	15,000円	201～300	21,000円	301～500	29,000円	501～1,000	35,000円	1,001以上	41,000円
世帯規模	金額																
100以下	11,000円																
101～200	15,000円																
201～300	21,000円																
301～500	29,000円																
501～1,000	35,000円																
1,001以上	41,000円																

※留意事項

次に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・ 交付金の交付目的又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- ・ 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- ・ 交付金を宗教活動や政治活動等に要する経費に使用したとき。

7 令和5年度の実施状況（上乘せ交付金分）

※順不同（R6. 3. 13現在）

メニュー	交付地域
ア. 地域の助け合い	赤倉
イ. つながる場づくり	末広町、田口、錦町、東雲町、矢代
ウ. 楽しく運動健康	田町、下町、斐太、東赤倉、東雲町、白山町、矢代、水上、上町、関川町、諏訪町、栄町、経塚町
エ. 子ども育成	関山、赤倉
オ. 花いっぱい	末広町、新赤倉、斐太、東赤倉、渋江町、関山、東雲町、赤倉、小出雲2丁目、上町、二俣、池の平
カ. まなびの提供	上町、二俣
キ. 空き家の管理保全	斐太
ク. 地域で取り組むSDGs	田口、姫川原
ケ. 地域パートナーシップ	矢代
コ. 活動保険	末広町、田口、田町、下町、錦町、東赤倉、渋江町、関山、東雲町、赤倉、白山町、小出雲2丁目、矢代、水上、上町、二俣、関川町、諏訪町、池の平、栄町、姫川原、経塚町

8 全体の流れ

4月下旬 妙高市地域づくりSDGs交付金の書類一式を配布



～5月31日 基礎交付金の交付申請書の提出締め切り
※上乘せ交付金の申請は随時受付



6月上旬 交付金決定後、交付金の支払い（※1）
＜交付金の振込み＞

- 基礎交付金：6月下旬までに団体が指定した口座に振込み。
- 上乘せ交付金：交付決定後、15日以内に団体が指定した口座に振込み。



～3月末 実績報告書の提出・精算（※2）

- 基礎交付金：活動終了後、翌年度の交付申請時に実績報告書（総会資料等）を提出してください。
- 上乘せ交付金：事業が完了した日から30日以内に実績報告書（活動写真・領収書含む）を提出してください。

-
- ※1 基礎交付金は前払いしますが、精算はしません。
上乘せ交付金は前払いが可能ですが、申請事業にかかった経費が交付金額を下回った場合、活動写真や領収書がない場合、又は交付条件に反した場合は、交付金の全額又は一部を返還していただきます。
 - ※2 **上乘せ交付金は活動終了後に申請が可能です。その場合、申請書は必要ありません。決定通知をもって確定とさせていただきます。**
 - ※3 基礎交付金及び上乘せ交付金の申請書等は支所でも提出が可能です。
上乘せ交付金の活動内容の相談等はお手数ですが、地域共生課地域協働推進係(74-0063)までお願いします。

9 申請・実績報告方法

【1-1】基礎交付金申請書類

①	別記様式第1号 妙高市地域づくりSDGs交付金（基礎交付金）交付申請書兼請求書
②	令和6年度の事業計画書、または地域づくり活動団体の総会資料等 （事業計画の内容がわかるもの）
③	令和6年度の収支予算書、または地域づくり活動団体の総会資料等 （収支予算の内容がわかるもの）
④	地域づくり活動団体の令和5年度（前年度）の事業報告、又はこれに代 わる総会資料等
⑤	地域づくり活動団体の令和5年度（前年度）の決算書、又はこれに代わ る総会資料等

【1-2】上乘せ交付金申請書類

①	別記様式第2号 妙高市地域づくりSDGs交付金（上乘せ交付金）交付申請書兼請求書
②	（別紙） 妙高市地域づくりSDGs交付金（上乘せ交付金）交付申請内訳書
③	※必要に応じ 令和6年度の事業計画等、事業内容及び収支予算がわかる書類

【2】実績報告書類

基礎 交付金	①	翌年度の申請時に当該年度の地域づくり活動団体の総会資料等 を添付（事業報告書及び収支決算報告書）
上乘せ 交付金	①	別記様式第5号 妙高市地域づくりSDGs交付金（上乘せ交付金）実績報告書
	②	（別紙） 事業実績報告（上乘せ交付事業）・決算書・領収書・活動写真

※提出書類データは、市のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/534.html>



10 書類提出先・問い合わせ先

妙高市 地域共生課 地域協働推進係（妙高市役所3階）

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

電話：74-0063 FAX：72-9841

メール：chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp

地域づくりSDGs交付金 Q&A

Q 1 基礎交付金は、どのような事業を対象としていますか。

A 1 地域づくり活動団体が、地域の課題解決や活性化に向け、自主的に企画・実施する事業を対象としており、具体的には次のような取組を想定しています。

①地域の連帯感、絆の醸成につながる取組

- ・親睦・交流：地区運動会、夏祭り、スポーツ交流など
- ・意識啓発：「妙高市民の心」の実践活動など

②相互扶助活動等の取組

- ・福祉・健康：敬老事業、地域のいこいの場づくり、高齢者への声かけなど
- ・防犯・防災：災害時の助け合い、防犯パトロール、交通安全活動など

③地域の活性化につながる取組

- ・伝統文化の継承：さいの神、民俗芸能の継承など
- ・環境美化：ゴミ拾い、草刈りなど



Q 2 上乗せ交付金の活動するにあたっての注意事項はありますか。

A 2 条件を満たすことはもちろんですが、実績報告が必要となり、その際に活動の写真、領収書を添付していただくので保管しておいてください。

Q 3 上乗せ交付金は、任意団体（体協、子ども会、青年会など）でも申請できますか。

A 3 申請できます。ただし、交付対象団体が市地域づくり協議会に加入する地域づくり活動団体であるため、申請は任意団体の属する地域づくり活動団体からしてもらってください。

Q 4 上乗せ交付金は、複数の対象事業の申請は可能ですか。

A 4 上乗せ交付金のすべての対象事業に申請していただくことはできますが、交付条件にある実施回数以上の計画がないと交付金は交付されません。
(年度途中でも申請はできますが、交付条件は変わりません。)

Q 5 上乗せ交付金の交付条件を満たせなかった場合や、交付額まで経費を使わなかった場合は、どのようになりますか。

A 5 交付条件にある実施回数以上の取り組みが行われなかった場合は、交付金を全額返還していただくことになります。

また、申請事業の交付額に残金が生じた場合は、残額を返還していただくこととなります。

Q 6 上乗せ交付金交付決定後に決定事業が実施できなくなり、他の対象事業に変更を希望する場合。

A 6 交付決定事業の取下げ申請を行い、新たな事業について、交付金の申請を行ってください。

Q 7 地域づくりSDGs交付金のほかに、地域の活性化や共助活動に対する支援はありますか。

A 7 地域づくり活動団体や市民活動団体等が、地域の活性化や地域課題の解決のために取り組むまちづくり事業に対して、「妙高市地域の元気づくり活動補助金」が活用できます。この補助金に関する相談・問い合わせは、地域づくり協働センター（勤労者研修センター内 電話 73-7808）で受け付けています。